

食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向 新旧対比表（案）

第 3 次 計 画	第 4 次 計 画
(1) 生産から流通、消費に至る各段階での食品の安全性の確保	(1) 生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保
<p>道産食品が、将来に向け消費者から信頼され続けていくためには、生産から消費に至る各段階における安全確保の取組が必要なことから、農林水産物の生産から食品の製造・加工、流通、販売までのフードチェーンの各段階での衛生管理の徹底を推進します。</p> <p>【取組の主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業生産段階における有効なリスク管理方法であるGAP（農業生産工程管理）の導入の促進、BSEや高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための家畜伝染病の検査及び監視の実施や、水産物の鮮度保持技術の普及定着への取組など、農林水産物の生産段階における衛生管理の徹底を推進します。 食品の安全性の確保に有効なHACCPに基づく衛生管理の導入や卸売市場における食品の品質・衛生管理を徹底するなど、食品の製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の徹底を推進します。 	<p>道産食品が、将来に向け消費者から信頼され続けていくため、国際的に通用する食の安全・安心の確保に向けて、農林水産物の生産から食品の製造・加工、流通、販売までのフードチェーンの各段階において、衛生管理の徹底を推進します。</p> <p>【取組の主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業における食の安全・安心の確保・強化のほか環境保全や労働安全等の持続可能性を確保するため、国際水準のGAPの導入の促進、BSEや高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための家畜伝染病の検査及び監視の実施や、水産物の鮮度保持技術の普及定着への取組など、農林水産物の生産段階における衛生管理の徹底を推進します。 食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化に円滑に対応できるよう、食品等事業者に対し制度の周知やHACCPに関する指導・技術的助言、人材育成支援など、食品の製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の徹底を推進します。

第 3 次 計 画

(2) 食品の安全性を支える基礎づくり

食品の安全性を確保するため、生産者、事業者等が主体的に行う食品の衛生管理や品質向上などの取組が効果的に行われるよう、研修会や講習会の開催、技術相談や技術指導の実施、法令に基づく監視指導や法令等の普及啓発などにより行政が支援します。

【取組の主なもの】

- ・ 研修会、講習会や技術指導、技術相談などの実施による、食品産業を担う人材の育成など、食に関わる者の育成と資質の向上を推進します。
- ・ 地域や企業、生産者団体、消費者関係団体等の研究ニーズを的確に把握し、食品の安全性の確保を支える技術開発とその普及を推進します。
- ・ 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進します。
- ・ 農薬、動物用医薬品、飼料の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導や啓発などを行います。
- ・ 食品や食品関係施設、食品表示に対する検査又は調査、監視や指導とともに、関係する法令等の普及啓発を行い、食品の安全性の確保や食品表示の適正化を推進します。

第 4 次 計 画

(2) 食品の安全性を支える基礎づくり

食品の安全性を確保するため、生産者、事業者等が主体的に行う食品の衛生管理や品質向上などの取組が効果的に行われるよう、研修会や講習会の開催、技術相談や技術指導の実施、法令に基づく監視指導や法令等の普及啓発などにより行政が支援します。

【取組の主なもの】

- ・ 研修会、講習会や技術指導、技術相談などの実施により、食品産業を担う人材の育成と資質の向上と併せて、次世代における食の安全・安心を支える担い手の育成を推進します。
- ・ 食品衛生や食品表示に係る法令等の遵守について普及啓発を行うとともに、食品や食品関係施設、食品表示に対する検査や監視などを計画的に行い、食品の安全性の確保や食品表示の適正化を推進します。
- ・ 地域や企業、生産者団体、消費者関係団体等の研究ニーズを的確に把握し、食品の安全性の確保を支える技術開発とその普及を推進します。
- ・ 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進します。
- ・ 農薬、動物用医薬品の適正な使用等や飼料の安全性確保を図るため、製造・販売業者や生産者等に対する指導や啓発を行います。

第 3 次 計 画	第 4 次 計 画
<p data-bbox="145 248 622 284">(3) 食に関する知識・情報の提供</p> <p data-bbox="129 300 1099 427">食をめぐる幅広い分野について正確で的確な情報の提供や食品の安全性など食に関する正しい知識の習得機会の充実により、消費者自らが適切に行動する力を養います。</p> <p data-bbox="145 504 387 539">【取組の主なもの】</p> <ul data-bbox="136 552 1099 1066" style="list-style-type: none"> ・ 食品の安全性に関わる緊急事態が発生した場合には、道民の健康被害の拡大を防止するため、迅速かつ積極的な情報提供を行うとともに、食の安全・安心に関して日常的に、提供する情報の充実と、道の広報媒体のみならず新聞、テレビ等多様な広報媒体も活用した効果的な情報の提供を推進します。 ・ 食品の生産から消費に至る各段階の関係者の間で、食の安全・安心についての相互理解と知識を深めるリスクコミュニケーションを実施するとともに、食品の安全性などに関する講習会、研修会等の開催のほか、地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携しながら、食に関する知識を習得する機会の提供を推進します。 	<p data-bbox="1198 248 1675 284">(3) 食に関する知識・情報の提供</p> <p data-bbox="1182 300 2175 427">食をめぐる幅広い分野について正確で的確な情報の提供や、食品の安全性など食に関する正しい知識の習得機会の充実により、消費者自らが適切に行動する力を養います。</p> <p data-bbox="1198 504 1440 539">【取組の主なもの】</p> <ul data-bbox="1189 552 2175 1066" style="list-style-type: none"> ・ 食品の安全性に関わる緊急事態が発生した場合には、道民の健康被害の拡大を防止するため、迅速かつ積極的な情報提供を行うとともに、食の安全・安心に関して日常的に、提供する情報の充実と、道の広報媒体のみならず新聞、テレビ等多様な広報媒体も活用した効果的な情報の提供を推進します。 ・ 食品の生産から消費に至る各段階の関係者の間で、食の安全・安心についての相互理解と知識を深めるリスクコミュニケーションを実施するとともに、食品の安全性などに関する講習会、研修会等の開催のほか、地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携しながら、食に関する知識を習得する機会の提供を推進します。

第 3 次 計 画

(4) 環境と調和した安全・安心な食品の生産

北海道の豊かな自然環境は、食をはじめとして北海道の様々な魅力や活力の源泉であり、地球環境に対する関心が高まる中、環境と調和した食品の生産や、水域の環境・生態系の保全などの取組を一層推進します。

【取組の主なもの】

- ・ 農薬や化学肥料の使用量を低減するクリーン農業や地域の有機質資源を有効活用する北海道らしい資源循環型の有機農業の普及に取り組むなど環境にも配慮した農業生産を推進します。
- ・ 特殊肥料の安全性の確保や適正な施肥の指導、家畜排せつ物の管理の適正化と利活用など農畜産物生産に係る環境の保全を推進します。
- ・ 公共用水域の常時監視、汚濁発生源対策、藻場・干潟等の保全活動、森林の整備や保全、地域の環境保全団体のネットワークづくりへの支援などを行い、水域環境の保全を推進します。

第 4 次 計 画

(4) 環境と調和した安全・安心な食品の生産

北海道の豊かな自然環境は、食をはじめとして北海道の様々な魅力や活力の源泉であり、国連において持続可能な開発目標（SDGs）が採択されるなど、地球環境に対する関心が高まる中、環境と調和した食品の生産や、水域の環境・生態系の保全などの取組を一層推進します。

【取組の主なもの】

- ・ 農薬や化学肥料の使用量を低減するクリーン農業や地域の有機質資源を有効活用する北海道らしい資源循環型の有機農業の普及に取り組むなど、環境にも配慮した持続可能な農業生産を推進します。
- ・ 特殊肥料の安全性の確保や適正な施肥の指導、家畜排せつ物の管理の適正化と利活用など農畜産物生産に係る環境の保全を推進します。
- ・ 公共用水域及び地下水の常時監視、汚濁発生源対策、藻場・干潟等の保全活動、森林の整備や保全など、水域環境の保全を推進します。

第 3 次 計 画

(5) 良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現

我が国最大の食料生産地域である本道の持つ優位性に基づき、食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心を確保し、農林水産業・農山漁村に対する消費者などの理解の促進や食育の推進に努めながら、本道で生産される農林水産物やその加工品の消費・販売を拡大し、豊かな食生活を推進します。

【取組の主なもの】

- ・ 道内で生産した農林水産物及び加工品を道内で消費する地産地消の取組を推進するほか、本道の豊富な食資源を活用した6次産業化や農商工連携、食クラスター活動などの取組を推進し、道産農林水産物の生産、加工、販売の拡大を図ります。
- ・ 本道の農山漁村や農林水産物及び加工品に関する情報の提供、消費者と生産者等の交流活動や体験学習などの取組への支援などを推進し、消費者と生産者等との相互理解を促進します。
- ・ 食生活に関する正しい知識の普及、地域の人材を活用した体験活動の実施などの取組を進め、健康、産業、環境、文化など食育の多様な価値と地域に根差した食育を推進します。

第 4 次 計 画

(5) 良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現

我が国最大の食料生産地域である本道の持つ優位性に基づき、食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心を確保し、農林水産業・農山漁村に対する消費者などの理解の促進や食育の推進に努めながら、本道で生産される農林水産物やその加工品の消費・販売を拡大し、豊かな食生活を推進します。

【取組の主なもの】

- ・ 道内で生産した農林水産物及び加工品を道内で消費する地産地消の取組を推進するほか、本道の豊富な食資源を活用した6次産業化や農商工連携、食クラスター活動などの取組を推進し、道産農林水産物の生産、加工、販売の拡大を図ります。
- ・ 本道の農山漁村や農林水産物及び加工品に関する情報の提供、消費者と生産者等の交流活動や体験学習などの取組への支援などを推進し、消費者と生産者等との相互理解を促進します。
- ・ 農林水産、保健福祉、教育など様々な分野の関係者が連携しながら、総合的に食育の取組を推進するとともに、食品ロスの削減に向け「どさんこ愛食食べきり運動」の取組を推進します。